次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画

独立行政法人水資源機構

仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる環境を整備することにより、機構で働く職員一人一人が、その能力を十分に発揮し、生き生きと活躍できるよう、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、次のように行動計画を策定する。

1　計画期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

2　機構における仕事と育児の両立及び女性活躍推進に関する課題

（1）男性の育児休業取得率が低い

（2）職員に占める女性の割合が低い

（3）時間外勤務が多い

3　目標、取組内容及び取組実施時期

2 の課題を解決するため、次の目標を定め、それぞれ取組内容を実施していくこととする（目標の箇所に、どちらの法律に対応する目標か分かるよう法律名を表示する。）。

なお、取組実施時期は、1 の計画期間と同様とする。

目標 1：男性の育児休業取得率を 40%以上とする。【次世代法】

【取組内容】

・令和 7 年 4 月～　男性の育児参画を奨励し、その促進のため制度について情報提供する。

・令和 7 年 4 月～　育児支援に係る休暇制度の利用や育児休業取得時に適切な配慮が行われるよう管理職の理解促進を図る。

・令和 7 年 4 月～　両立支援制度利用者や上司の声をダイバーシティ推進ニュース等に掲載する。

・令和 7 年 4 月～　多様性を尊重し、誰もが働きやすい職場環境整備に向け、意見交換会を実施し、その結果について情報提供を行う。

目標２：採用職員に占める女性の割合を 30%以上とする。【女性活躍推進法】

【取組内容】

・令和７年４月～　ワークライフバランスの取組状況を積極的に紹介する。

・令和７年４月～　女子学生を対象とした施設見学会を実施する。

・令和７年４月～　機構ホームページの採用情報を女性が興味をもつ内容にする。

・令和７年４月～　女性職員のリクルーターが、女子理系学生の在籍する学科等に積極的に訪問し、採用活動を行う。

目標３：職員一人当たりの各月ごとの所定外労働時間及び休日労働の合計時間数を 28 時間以下とする（協定外を除く。）。　【次世代法、女性活躍推進法】

【取組内容】

・令和７年４月～　健康と家庭を考える日（定時退庁日）の徹底を行う。

・令和７年４月～　ワークライフバランスやタイムマネジメントに関する研修を行うことにより職員の意識向上を図る。

・令和７年４月～　職員一人ひとりが時間外勤務の縮減について取り組む必要性の意識改革を行う。

・令和７年４月～　業務システムの調達に当たっては、ERP システムの導入を念頭に BPR を行い、より効率的な業務改善を実施する。